

(お知らせ)

グリーン購入法に係る特定調達品目及びその判断の基準等の  
見直しの概要(案)に対する意見の募集について

平成19年11月22日(木)

総合環境政策局環境経済課

直 通：03-5521-8229

課 長：笠井俊彦(6260)

課長補佐：原田和幸(6251)

担 当：佐藤仁泉(6275)

大石寿美(6270)

吉田杏子(6270)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)をとりまとめましたので、これについて、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づき閣議決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(基本方針)に即して、国等の各機関では、平成13年4月より、毎年度、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(調達方針)を定めて環境物品等の調達を推進しています。

基本方針に定められる特定調達品目(国等の各機関が重点的に調達を推進する環境物品等の種類)及びその判断の基準等については、物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくこととしています。本年度につきましても、提案募集を実施し、いただいた提案を参考としながら検討を行い、特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)を作成しました。

つきましては、今後のとりまとめの参考とするため、郵送、ファクシミリ及び電子メールにより、本案に対する皆様の御意見を募集(パブリック・コメント)します。

## [意見募集要領]

特定調達品目の追加等を最終的にとりまとめるに当たり、広く国民の皆様から御意見をいただくために、(別添)『「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)』に対する意見を募集することとしました。御意見のある方は、以下の要領に沿って、御提出下さい。

皆様からいただいた御意見につきましては、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し(案)の最終的なとりまとめに当たり参考とさせていただきます。

### 1. 意見募集対象

『「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目及びその判断の基準等の見直し(案)』(別添資料)

### 2. 募集期間

平成19年11月22日(木)～平成19年12月21日(金)13:00必着(郵送の場合を含む)

### 3. 意見の提出方法

[意見提出用紙]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

- (1)電子メール:下記[意見提出用紙]の様式に従い、必ず本文にテキスト形式で記載して下さい(添付ファイルによる御意見は御遠慮願います。)
- (2)ファクシミリ:下記[意見提出用紙]の様式に従って、A4サイズ of 用紙に記載の上、提出して下さい。
- (3)郵送:下記[意見提出用紙]の様式に従って、A4サイズ of 用紙に記載の上、提出して下さい。

## [意見提出用紙]の様式

宛先: 環境省総合環境政策局環境経済課 大石、吉田 氏名(及び会社名/部署名): 住所: 〒 電話番号: FAX番号: 御意見: <該当箇所>(案中のページも明記して下さい。) <意見内容>
--

#### 4. 意見提出先

環境省総合環境政策局環境経済課 大石、吉田 宛

○電子メールの場合 [gpl@env.go.jp](mailto:gpl@env.go.jp)

○ファクシミリの場合 03-3580-9568

○郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

#### 5. 資料の入手方法

○インターネットによる閲覧

環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/>)パブリックコメント募集の欄をご覧ください。

○担当課において配布

場所: 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館25階

環境省総合環境政策局環境経済課

#### 6. 注意事項

○電話での御意見の提出は御遠慮願います。

○御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

○いただいた御意見については、住所、個人名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性のあることを御承知おき下さい。

○募集要領に即して記述されていない場合及び締切日までに到着しなかった場合は、無効とさせていただきます。